別表第十九号（第76条第４項関係）

放送事項等の変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号

住　　　　　所

（ふりがな）

氏　　　　　名（法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。）

電　話　番　号

法　人　番　号

（　注　１　）

　放送法第97条第２項の規定により、放送事項等（注２）の変更を届け出ます。

|  |
| --- |
| 変更事項（注２） |
| 変更前 | （注３）（注４）（注５） | 変更後 | （注３）（注４）（注５） |

　注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２　「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要」、「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」、「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。

注３　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注４　特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付し、法人にあつては登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注５　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。法人(様式の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

注６　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注７　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。